平成２９年（フ）第３１０号
相模原市中央区宮下本町３丁目33番６号　オアシスらんど相模原101号
債務者　本島　正晶
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１３号
北海道虻田郡留寿都村字泉川27―１　ルスツリゾート新寮414、住民票上の住所神戸市垂水区多聞台３丁目18番30―504号
債務者　松本　　渉
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第９１１号
さいたま市見沼区大字南中丸523番地１　イーストグランドールＢ―201号
債務者　片山　貴子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９７８号
さいたま市北区吉野町１丁目343番地33　ハイツハセガワ103号室、旧住所さいたま市北区日進町３丁目72番地３
債務者　野田　篤憲
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９８１号
さいたま市大宮区三橋１丁目850番地１　県営大宮三橋団地２―406
債務者　松井はる美
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６１号
埼玉県越谷市大字上間久里63番地１　県営越谷間久里団地５―301
債務者　内田　尚見
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
愛知県豊田市山之手１丁目28番地１　エスポアールあさひ106号、前住所愛知県豊田市下市場町８丁目50番地　グリーンパーク根川Ａ103号
債務者　落合美也子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
愛知県知立市山屋敷町富士塚24番地52
債務者　清水　勇次
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番36―202号
債務者　小田　美香
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
大阪府岸和田市小松里町863番地の２　サニーサイドハイツ205号
債務者　道添美恵子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
大阪府貝塚市堀１丁目16番１―107号
債務者　宮　　玲子（旧姓中司）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
大阪府貝塚市三ツ松913番地４ハーレーモリ106号
債務者　清原日出代（旧姓森野）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３７２号
大阪府泉佐野市日根野6000番地の１―202、前住所大阪府泉佐野市鶴原1829番地の12
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目12番８号
債務者　澤木ひろみ
1　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５７号
群馬県高崎市新町3267番地１　県住Ｋ棟140号
債務者　岩﨑　　貢
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６７号
山形県天童市東長岡２丁目３番30号　レオネクストアムール天童102号、前住所山形県長井市成田3072番地６　リバーサイド萩103号
債務者　笠井　尚人
1　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第７０号
山形県東置賜郡高畠町大字山崎23番地の25
債務者　田村　奈緒
1　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
山形地方裁判所米沢支部